

犬山市 通学路交通安全 プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

令和2年4月

犬山市
犬山市通学路安全対策連絡協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、各学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者などが連携して緊急合同点検を行い、必要な対策を実施してきました。

さらに本取組の推進を図るため、この度「犬山市通学路交通安全プログラム」を策定し、本プログラムに基づき、計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施し、子どもたちが安心して通学できる歩行空間の確保を実現していきます。

2. 通学路の安全対策に関する連絡協議会

緊急合同点検で培った連携体制を有効に活用して、通学路の安全対策実施のために「犬山市通学路安全対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を継続設置します。

連絡協議会では、「学校等が実施する通学路点検の結果」「道路管理者の対策実施状況」「警察の道路規制、信号機等の設置計画」などの情報を定期的に交換・協議し、また、必要に応じて合同点検を行うなど、三者が主体となり、本プログラムに沿って、通学路の安全対策を着実に実施していきます。

(1) 構成機関

警察

- ・犬山警察署生活安全課
- ・犬山警察署交通課

愛知県

- ・一宮建設事務所維持管理課
- ・一宮建設事務所道路整備課

犬山市

- ・教育委員会学校教育課
- ・市民部防災交通課
- ・都市整備部整備課
- ・都市整備部土木管理課

※各学校、PTA及び地元の調整は犬山市教育委員会学校教育課が窓口となる。

(2) 連絡協議会は構成機関の課長及び実務担当者等で構成し、会長は犬山市小中学校PTA連合会会長が務める。

(3) 会長は必要に応じ、連絡協議会を招集する。

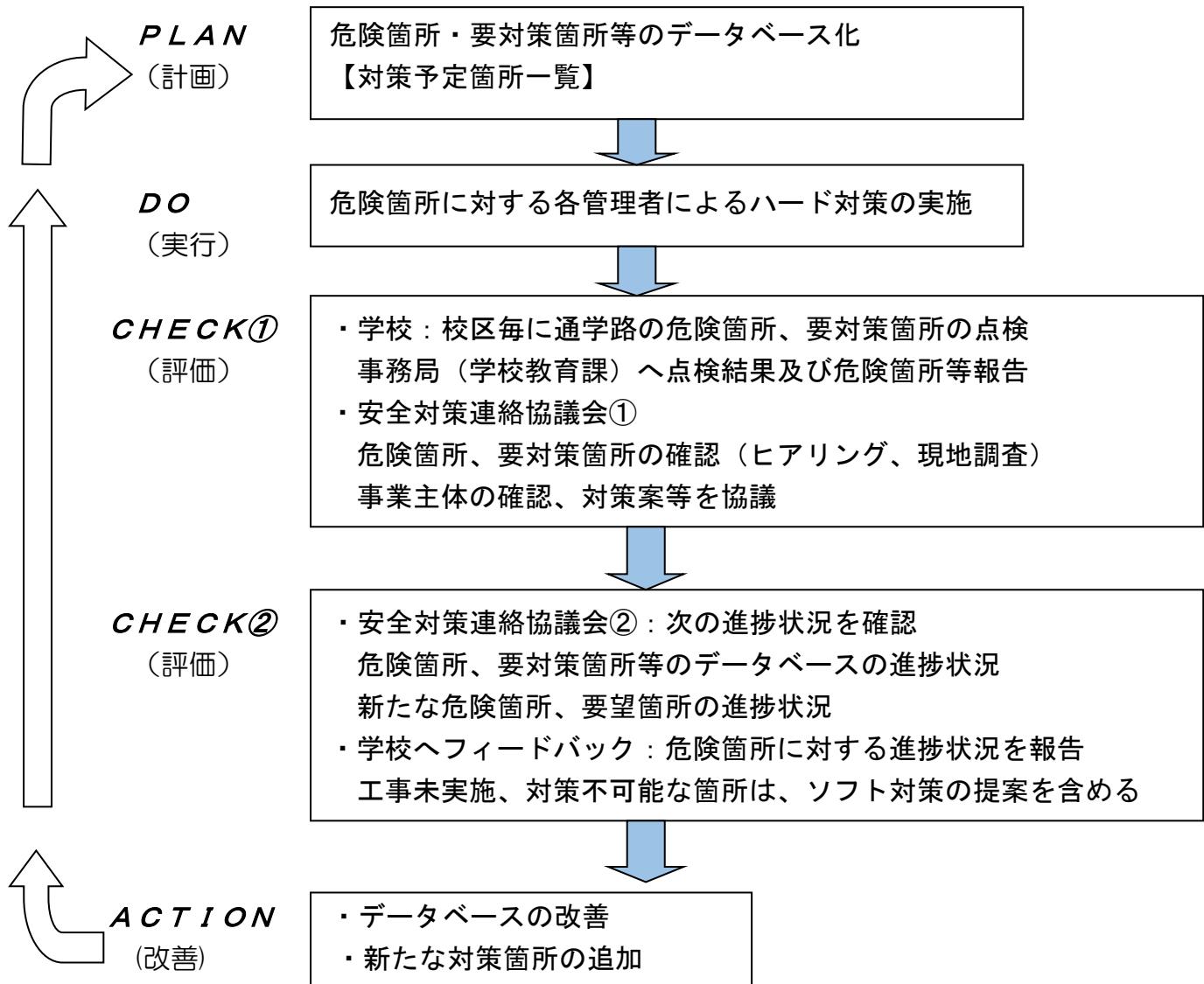
(4) 連絡協議会事務局は犬山市教育委員会学校教育課に置く。

3. 取組方針

継続的な通学路の安全確保を推進するため、P D C Aサイクルにより、繰り返し見直しながら安全対策を実施して、さらなる安全度の向上を図ります。

本プログラムの対象とする通学路は、児童が集団登校で使用する道路（集合場所から学校）及び小学校が指定する通学路を原則とします。あわせて、中学校が指定する通学路も対象とします。

(1) 通学路安全確保のためのP D C Aサイクル



(2) 通学路の安全対策実施のための事務の流れ

①各学校による通学路点検

- 各学校はスクールガード、PTAなどと協力して通学路の点検を行う。
- 各学校は点検結果を事務局に報告する。
報告様式は、通学路安全施設 新設・改修要望箇所（別紙1及び別紙2）を使用。
- 事務局は点検結果及び危険箇所等を一覧表に取りまとめ、連絡協議会構成機関へ送付する。

②各機関で対策実施

- 前年度の対策未実施分の要望箇所も含め、要望箇所の対策方法を講じる。
- 必要に応じて、学校等を交えて合同点検、ヒアリングを行う。
- 並行して対策可能な箇所から改善を行う。

③第1回安全対策連絡協議会の開催《要望箇所の確認》

- 一覧表をもとに事業主体を確認するとともに、対策案、対策実施の時期及び優先順位などについて協議し、情報共有を図る。

④第2回安全対策連絡協議会の開催《進捗状況の確認》

- 各機関より対策の実施状況（実施箇所、未実施箇所及び理由など）の報告を受け、情報共有を図る。

⑤各学校へ実施報告

- 第2回安全対策連絡協議会での報告を事務局が取りまとめる。
- 各学校へ実施状況、未実施箇所及び理由などを整理し、報告する。
- 各学校はスクールガード、PTAなどへ状況を報告する。
- 報告書の送付を原則とするが、必要に応じて説明会を開催する。

4. 対策箇所等の公表

点検結果や対策内容については、毎年の状況を公表します。

なお、公表する際には、通学路の経路が不特定多数に周知されることを鑑み、防犯上の問題がないよう留意します。

5. ソフト対策

通学路安全対策を効果的に進めていくためには、ハード対策に加え、道路を利用する市民一人一人の交通安全に対する関心と意識を高めること等を目的としたソフト対策を進めていく必要があります。

現在、実施しているソフト対策は、以下のとおりです。

① 小学生に対する安全教育

交通ルールを正しく理解し、安全に道路を通行できるよう、歩行訓練や自転車訓練を行っています。また、車の特性である視覚や内輪差についても、実験を用いてわかりやすく説明しています。

② 中学生に対する安全教育

二人乗りや携帯電話を使用しながらの運転等、ルール違反による事故の危険性を実感させると共に、万が一、事故を起こした場合に適切な措置を取れるよう、具体的な指導を実施しています。また、通学、帰宅時における自転車マナーの指導を行っています。

③ 交通指導員による交通指導や見守り、スクールガード等の地域住民による見守り

児童・生徒が安全に通行できるよう、交通指導員を配置し交通指導や見守りを行うとともに、スクールガードや地域住民等による登下校時間帯の見守りを行います。

④ 犬山警察による交通安全教室の開催

幼稚園、保育園児から高齢者までを対象に、正しい交通ルールの習得、交通安全意識の向上を目的として、交通安全教室を実施しています。

⑤ 交通安全啓発グッズの配布

春・夏・秋・年末の年4回行われている交通安全運動に合わせ、犬山駅や商業施設等で反射材などの交通安全グッズを配布するとともに、交通安全の啓発を行っています。